

資源の分別・ごみの減量化を推進しています！ 貴重な資源！雑がみとペットボトルの分別方法についてお知らせします

雑がみ



皆さんのご協力により、令和6年4月から11月までに回収された雑がみの量が、前年度同期比で20パーセント以上増加しました。回収された雑がみは段ボールへと生まれ変わります。雑がみは適正に分別すれば貴重な資源となり、可燃ごみの減量化にもつながります。引き続き雑がみの分別にご協力をお願いします。

「雑がみ」って？

資源物の紙類として新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パックの分類に入らない、包装紙や紙袋等のさまざまな紙類です。詳細は、生活環境エコタウン課に備え付けてある「ごみの分別と出し方」のパンフレット、または町公式ホームページ等をご確認ください。

NG！雑がみとして出せないもの

特殊加工された紙、においや油・汚れが付いた紙
(例)レシート(感熱紙)、紙コップ・紙皿・カップ麺のふたなど(防水加工)、せっけんや洗剤の箱(におい)、ピザの箱(油) 等



※このほか、お菓子やティッシュの箱なども日常的に出る雑がみです。

ごみ箱の横に紙袋や紙の箱を置いて分別しましょう！



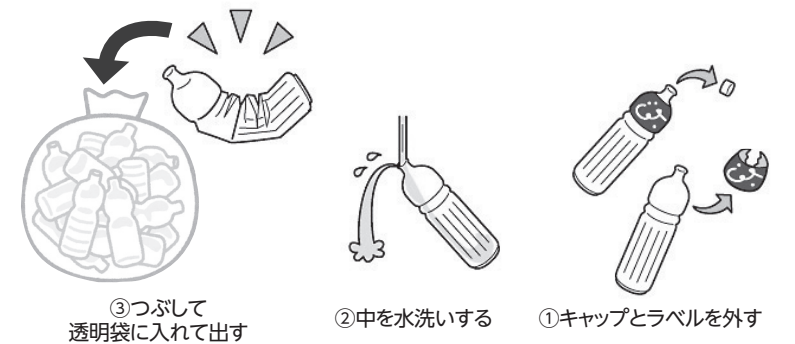
ペットボトル



ごみ集積所から収集されたペットボトルの中にキャップやラベルが外されていないものが混入していても、リサイクル業者に引き取ってもらえます。しかし、作業員による手作業でキャップやラベルを取り除く作業を行うため、引取単価が安くなってしまう。また、汚れのひどいものはリサイクルされずに焼却処分となるため、二酸化炭素排出量の増加にもつながります。ペットボトルはキャップやラベルを外して水洗いしてから、可燃ごみ(ペットボトル)として出してください。皆さんのご協力をお願いします。

汚れが落ちないペットボトルの出し方

油などを入れてしまい洗っても汚れが落ちないペットボトルは「可燃ごみ」として出してください。出すときは、汚れたペットボトルが入っていることを書いた紙を貼って出してください。



■ペットボトルの出し方

町では、10月と3月の年2回、家庭から出る有害ごみの収集を行っています。家庭から出る有害ごみとは、乾電池、蛍光灯、鏡など、通常のごみとは異なる処理が必要なものです。有害ごみの収集場所は、各区で決められていますので、お住まいの地区の指定場所をご確認ください(指定場所は本誌令和6年9月号参照)。

有害ごみを収集します！

出し方(注意事項)

- 種類ごとに分別し、それぞれ透明袋に入れてください(半透明袋・レジ袋不可)。
- 蛍光灯は箱やケースに入れず、透明袋に入れてください。袋に入らない長さの棒型蛍光灯は、ひもで両端を束ねて出してください(テープ類では束ねないでください)。
- 白熱電球およびLEDは「不燃ごみ(その他)」へ出してください。
- 電子体温計はボタン電池のみ収集します。本体は「不燃ごみ(小型家電)」へ出してください。
- そのほか、各区のルールを守ってください。

問 生活環境エコタウン課

☎ 581・2121 内線 221・222

川北地区 収集日	3月12日 (第2水曜日)
川南地区 収集日	3月26日 (第4水曜日)

有害ごみ

種類ごとに分別し、それぞれ透明袋に入れてください



年金についての情報を毎月お届け！

年金特報

今月は「産前産後期間の国民年金保険料免除」

国民年金第1号被保険者が出産した際に、出産前後の保険料が免除される制度です。既にほかの免除制度で保険料が免除されている方も、産前産後免除の届出ができます。

▶免除承認による効果

- 保険料を全額納付した期間と同様に老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 既に納付した保険料は還付、または2年以内の未納分に充当されます。
- ほかの免除制度とは異なり、付加保険料、または国民年金基金に加入できます。

▶免除される期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間) ※出産とは、早産、死産、流産および人工妊娠中絶を含む妊娠85日(4カ月)以上の出産をいいます。

▶対象

国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 ※国民年金の任意加入期間は対象外です。

▶届出時期

出産予定日の6カ月前から

▶必要書類

本人確認書類(マイナンバーカード等)、基礎年金番号が分かるもの(年金手帳・基礎年金番号通知書等)、母子健康手帳など出産(予定)日および単胎または多胎を確認できる書類(出産後は不要) ※被保険者と子が別世帯や死産の場合などは、ほかにも必要な書類があります。

▶届出先

町民課または熊谷年金事務所。郵送での申請やマイナンバーカードを利用した電子申請(詳しくは日本年金機構ホームページ参照)も可能です。

問 熊谷年金事務所 (☎ 522・5012)、町民課 (☎ 581・2121 内線 111・112)

※問い合わせの際は、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日を確認させていただきます。

問 生活環境エコタウン課 (☎ 581・2121 内線 221・222)